

平野区地域福祉計画策定委員会 開催要綱

(目的)

第1条 平野区における総合的な地域福祉を推進するため、平野区地域福祉計画の策定を目的として、「平野区地域福祉計画策定委員会」（以下「委員会」という）を開催する。

(審議内容)

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 平野区地域福祉計画の策定に関すること
- (2) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること

(会議の委員)

第3条 委員会は委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、社会福祉事業に従事する者、社会福祉活動を行う者、医療専門職、区政会議委員、学識経験者等の中から、平野区長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議の議事を進行する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(開催期間)

第5条 委員の任期は平野区地域福祉計画策定までとする。

- 2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、平野区役所に置く。

附則 この要綱は、平成 28 年 10 月 13 日から施行する。